

議案第 3 4 号	三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
都市計画課	阪神間都市計画区域区分の見直し変更に伴い、福島地区地区計画の地区整備計画に定められた建築物等に関する事項の実効性を確保させる等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 建築基準法第 68 条の 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(市町村の条例に基づく制限)</p> <p>第 68 条の 2 <u>市町村は、地区計画等の区域</u>(地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画(以下「地区整備計画等」という。)が定められている区域に限る。)内において、<u>建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。</u></p> </div> <p>【改正趣旨】 阪神間都市計画区域区分の見直し変更により、市街化区域編入する福島地区において定める福島地区地区計画の地区整備計画に定められた建築物等に関する事項の実効性を確保し、地域生活拠点の形成を図るため、阪神間都市計画地区計画(福島地区地区計画)に対応するよう当該条例の一部を改正するもの</p> <p>【改正内容】 (1) 条例の対象区域の見直し(別表第 1) 福島地区地区整備計画区域を追加</p> <p>(2) 建築等の制限の見直し及び追加(別表第 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島地区地区整備計画区域を追加 ・建築することができる建築物 ⇒ 次の用途以外の建築物 <ul style="list-style-type: none"> ①神社、寺院、教会その他これらに類するもの、 ②自動車教習所、③畜舎(床面積の合計が 15 m² 超) ・建築物の敷地面積の最低限度 ⇒ 450 m² ・建築物の外壁等の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離の最低限度 ⇒ 敷地境界線から外壁等の面までの距離が 1m など <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日</p>